

14. 狩 猟 税

区 分		税率	狩猟者登録総件数	調 定 額
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		1,819	23,606
	①法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	-	-
	②法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	-	-
	③法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	10	82
	④法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	762	6,248
	⑤上記に該当しないもの	16,500円	1,047	17,276
	所得割額の納付を要しない者		104	743
	⑥法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	-	-
	⑦法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	-	-
	⑧法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	1	6
	⑨法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	72	396
	⑩上記に該当しないもの	11,000円	31	341
	課税免除		107	-
	⑪法附則第32条第1項に該当するもの	-	57	-
⑫法附則第32条第2項に該当するもの	-	50	-	
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		116	664
	⑬法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	-	-
	⑭法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	-	-
	⑮法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	-	-
	⑯法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	70	287
	⑰上記に該当しないもの	8,200円	46	377
	所得割額の納付を要しない者		13	52
	⑱法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	⑲法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	⑳法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
	㉑法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	7	19
	㉒上記に該当しないもの	5,500円	6	33
	課税免除		17	-
	㉓法附則第32条第1項に該当するもの	-	7	-
㉔法附則第32条第2項に該当するもの	-	10	-	
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		432	2,493
	㉕法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	-	-
	㉖法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	-	-
	㉗法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	7	29
	㉘法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	249	1,021
	㉙上記に該当しないもの	8,200円	176	1,443
	所得割額の納付を要しない者		37	119
	㉚法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	㉛法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	㉜法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
	㉝法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	30	81
	㉞上記に該当しないもの	5,500円	7	38
	課税免除		36	-
	㉟法附則第32条第1項に該当するもの	-	14	-
㊱法附則第32条第2項に該当するもの	-	22	-	
第二種銃猟免許に係る登録	⑳法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	㉑法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	㉒法附則第32条第1項に該当するもの	-	3	-
	㉓法附則第32条第2項に該当するもの	-	-	-
	㉔法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉕法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	37	100
	㉖上記に該当しないもの	5,500円	107	588
	① ～ ㉓ の 合 計		2,829	28,368